

平成27年6月19日

会社名 株式会社 横浜銀行
代表者名 代表取締役頭取 寺澤辰磨
(コード番号 8332 東証第一部)

ストックオプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

横浜銀行は、本日開催の取締役会において、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しましたのでお知らせします。

記

I. 新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

取締役および執行役員が株主の皆さまと株価変動のメリットとリスクを共有し、中長期の企業価値向上、株価上昇への意欲や士気をより一層高めることを目的とします。

II. 新株予約権の発行要領

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. 募集新株予約権の名称 | 株式会社横浜銀行第12回新株予約権 |
| 2. 募集新株予約権の総数 | 995個 |

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式(権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は1,000株である。)とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、下記13.に定める募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当行が当行普通株式につき、株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総

会において承認されることを条件として株式分割がおこなわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当行は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整をおこなうときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月7日から平成57年7月6日まで

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。

8. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する募集新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記9.(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記6.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記 11.に準じて決定する。

10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

11. その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記 5.の期間内において、当行の取締役(委員会設置会社における執行役を含む)、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から 10 日を経過する日までの間に限り募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記 11.(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、上記 9.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成 56 年 7 月 6 日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合

平成 56 年 7 月 7 日から平成 57 年 7 月 6 日まで

②当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から 1 ヶ月間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、以下の算式および(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した 1 株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

(1) 1 株当たりのオプション価格(C)

(2) 株価(S): 平成 27 年 7 月 6 日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

- (3) 行使価格(X):1 円
- (4) 予想残存期間(T):5 年 2 ヶ月
- (5) ボラティリティ(σ):5 年 2 ヶ月(平成 22 年 5 月 6 日から平成 27 年 7 月 6 日まで)の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率(r):残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り(q):1 株当たりの配当金(過去 12 ヶ月の実績配当金(平成 26 年 9 月および平成 27 年 3 月配当金)÷上記(2)に定める株価)
- (8) 標準正規分布の累積分布関数($N(\cdot)$)

※上記により算出される金額は募集新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

※当行は対象者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と、新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

13. 募集新株予約権を割り当てる日

平成 27 年 7 月 6 日

14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

払込みの期日は平成 27 年 7 月 6 日とする。

15. 新株予約権の割当の対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当行の取締役 7 名に 423 個、執行役員 14 名に 572 個を割り当てる。

以上